

名古屋市上下水道局管理規程第7号

名古屋市上下水道局被服貸与規程（平成12年名古屋市上下水道局管理規程第42号）の一部を次のように改正する。

令和8年3月26日

名古屋市上下水道局長 酒 井 雄 一

別表第1を次のように改める。

別表第1（第3条関係）

職 類	職 種	貸与被服の 種類		貸与数 量	貸与期間 (年)	貸与期 (月)	着用期 間	備 考
事 務 関 係 職 員	事 務 職 員	作 業 服	上衣	2	4	3	10月1 日から 翌年の 5月31 日まで	
			ズボン	2	4	3	10月1 日から 翌年の 5月31 日まで	
		ズボン（ 夏）		2	4	3	6月1 日から 9月30 日まで	
		作 業	半袖	2 (2)	4 (3)	3	7月1 日から	括弧書は、技 術本部建設部

用 シ ャ ツ					8月31日まで	建設工事事務所（以下「建設工事事務所」という。）又は技術本部施設部水処理事務所（以下「水処理事務所」という。）に勤務する者に適用する。
	長袖（甲）	2	3	3	5月1日から6月30日まで及び9月1日から10月31日まで	
	半外とう	1	6	9	12月1日から翌年の3月31日まで	経営本部営業部料金課（以下「料金課」という。）に勤務する者（下水道の利用促進に関する

					業務に従事する者に限る。)に限る。
防寒着	1	6	9	12月1日 から 翌年の 3月31 日まで	経営本部営業 部営業センタ ー(以下「営 業センター」 という。)に 勤務する者(セ ンター長及 び副センター 長の職にある 者を除く。)に 限る。
布靴	1 (1)	1 (2)	3		料金課に勤務 する者(下水道 の利用促進に 関する業務に 従事する者に 限る。)又は水 処理事務所に 勤務する者に 限る。ただし、 括弧書は、水 処理事務所に 勤務する者に 適用す

							る。
給排水工事又は地域サービスに関する業務従事者	作業服	上衣	2	3	3	10月1日から翌年の5月31日まで	
		ズボン	2	3	3	10月1日から翌年の5月31日まで	
		ズボン (夏)	2	3	3	6月1日から9月30日まで	
	作業用シャツ	半袖	2	2	3	7月1日から8月31日まで	
		長袖 (甲)	2	2	3	5月1日から6月30日まで及び9月1日から10月31日まで	

		半外とう		1	5	9	12月1日 から 翌年の 3月31 日まで	
		作業靴下		6	1	3、9		
		作業安全靴		1				調査、検査又は 測量等の現場 作業に従事す る者に限る。
		スニーカー型安 全靴		1				井水検針業務 に従事する者 に限る。
		ベルト		1	3	3		
		保護帽		1				調査、検査又は 測量等の現場 作業に従事す る者に限る。
		帽子夏又は帽子 合冬		1				調査、検査又は 測量等の現場 作業に従事す る者に限る。
技 術 関	現 場 監	作 業 服	上衣	2	3	3	10月1日 から 翌年の	

係 職 員	督 及 び そ の 補 助 者					5月31 日まで		
		ズボン	2	3	3	10月1 日から 翌年の 5月31 日まで		
		ズボン（ 夏）	2	3	3	6月1 日から 9月30 日まで		
		作 業 用 シ ャ ツ	半袖	2 (2)	2 (3)	3	7月1 日から 8月31 日まで	括弧書は、経 営本部総務部 人材育成推進 課（以下「人
			長袖（ 甲）	2 (2)	2 (3)	3	5月1 日から 6月30 日まで 及び9 月1日 から10 月31日 まで	材育成推進 課」とい う。）、技術 本部建設部施 設課（以下「 施設課」とい う。）、技術 本部施設部施 設整備課（以 下「施設整備 課」とい う。）若しく は水処理事務

						所に勤務する者又は技術本部建設部工務課に勤務する者のうち、下水土木設計に関する業務に従事する者に適用する。
	半外とう	1	5	9	12月1日から翌年の3月31日まで	
	布靴	1	1	3		施設整備課の長及び技術本部施設部担当課長（設備保全管理の総合調整担当）並びに水処理事務所の長、副所長及び担当所長に限る。
	作業靴下	6	1	3、9		
水質試験	作業服	2	3	3	10月1日から翌年の5月31日	

従 事 者					日まで		
		ズボン	2	3	3	10月1 日から 翌年の 5月31 日まで	
		ズボン (夏)	2	3	3	6月1 日から 9月30 日まで	
	作 業 用 シ ャ ツ	長袖 (甲)	2	2	3	6月1 日から 9月30 日まで	
		半外とう	1	6	9	12月1 日から 翌年の 3月31 日まで	
		布靴	1	1	3		
本 庁 勤 務 者	作 業 服	上衣	2	4	3	10月1 日から 翌年の 5月31 日まで	
		ズボン	2	4	3	10月1	

					日から 翌年の 5月31 日まで	
	ズボン（ 夏）	2 (2)	3 (4)	3	6月1 日から 9月30 日まで	括弧書は、技 術本部計画部 の課（同部技 術管理課（以 下「技術管理 課」とい う。）を除 く。以下同 じ。）に勤務 する者に適用 する。
作 業 用 シ ャ ツ	半袖	2 (2)	3 (4)	3	7月1 日から 8月31 日まで	括弧書は、技 術本部計画部 の課に勤務す る者に適用す る。
	長袖（ 甲）	2	3	3	5月1 日から 6月30 日まで 及び9 月1日 から10 月31日	

					まで	
	半外とう	1	6	9	12月1日 から 翌年の 3月31 日まで	
	布靴	1	1	3		料金課に勤務する者に限る。
	作業安全靴	1				現場監督及びその補助作業に従事する者に限る。
	スニーカー型安全靴	1				経営本部総務部契約監理課、経営本部企画経理部連携推進課、技術管理課、施設課又は技術本部施設部の課若しくは公所に勤務する者（現場監督及びその補助作業に従事する者並びに水質試験に従事

								する者に限る。) に限る。
			ベルト	1	3	3		
			保護帽	1				現場監督及びその補助作業に従事する者に限る。
			帽子夏又は帽子合冬	1				現場監督及びその補助作業に従事する者並びに水質試験に従事する者に限る。
その他	現場作業従事者	作業服	上衣	2 (2)	2 (3)	3	10月1日から翌年の5月31日まで	括弧書は、技術本部施設部浄水場（以下「浄水場」という。）に勤務する者に適用する。
			ズボン	2	2	3	10月1日から翌年の5月31日まで	
		ズボン（夏）	3	2	3	6月1日から		

						9月30日まで	
作業用シヤツ	長袖	甲	2	2 (3)	3	6月1日から9月30日まで	人材育成推進課、経営本部営業部給排水設備課（以下「給排水設備課」という。）、営業センター、建設工事事務所、技術本部管路部配水課（以下「配水課」という。）、技術本部管路部管路センター（以下「管路センター」という。）、施設整備課、浄水場又は水処理事務所に勤務する者（長袖甲（不燃）の貸与を受ける者を除く。）

					に限る。ただし、括弧書は、施設整備課、浄水場又は水処理事務所に勤務する者（長袖甲（不燃）の貸与を受ける者を除く。）に適用する。
甲 （ 不 燃 ）	2	3	3	5月1日 から 10月31 日まで	施設整備課、 浄水場又は水 処理事務所に 勤務する者（ 長袖甲の貸与 を受ける者を 除く。）に限 る。
乙	2 （2）	2 （3）	3	12月1日 から 翌年の 3月31 日まで	人材育成推進 課、給排水設 備課、営業セ ンター、建設 工事事務所、 配水課、管路 センター、施 設整備課、浄 水場又は水処

						理事務所に勤務する者に限る。ただし、括弧書は、施設整備課、浄水場又は水処理事務所に勤務する者に適用する。
	半外とう	1	5	9	12月1日から翌年の3月31日まで	
	地下たび	1	1	3		管路センターに勤務する者のうち、配水維持又は配水工事に関する業務に従事する者（布靴の貸与を受ける者を除く。）に限る。
	布靴	1	2	3		人材育成推進課、給排水設備課、営業センター、配水

					課又は管路センターに勤務する者（地下たびの貸与を受ける者を除く。）に限る。
作業靴下	12	1	3、9		
作業安全靴	1 (2)				括弧書は、人材育成推進課、営業センター及び管路センターにおいて現場作業に従事する者（倉庫整理業務に従事する者を除く。）に適用し、半長靴及び編上靴を貸与するものとする。
スニーカー型安全靴	1				施設整備課、浄水場又は水処理事務所に勤務する者に限る。
ベルト	1	3	3		

	保護帽	1				
	帽子夏又は 帽子合冬	1				

別表第2中

「

ズボン（夏）			綿と合成 繊維地	紺色	
事務 服	上衣	夏	綿と合成 繊維地	空色	開襟型
		合	綿と合成 繊維地	空色	開襟型
		冬	合成繊維 地	濃紺色	開襟型（ ラグラン 袖）
	スカ ート	夏・ 合	合成繊維 地	濃紺色	ボックス 型
		冬	合成繊維 地	濃紺色	ボックス 型
	ズボ ン	夏・ 合	合成繊維 地	濃紺色	
冬		合成繊維 地	濃紺色		

を

「

ズボン（夏）			綿と合成 繊維地	紺色	
--------	--	--	-------------	----	--

に改める。

附 則

この規程は、令和8年4月1日から施行する。